

30川情個第24号
平成30年8月21日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

平成30年3月15日付け29川総人第1439号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月8日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「平成29年11月8日に報道発表された、中原区役所高齢・障害課における、身体障害者更生指導台帳の誤送付についての一切の書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「障害児通所給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」及び「身体障害者更生指導台帳」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、開示することができない部分として、受給者及び児童の住所、氏名、生年月日、性別、続柄、受給者番号、障害名、負担上限額、支援の種類、手帳交付年月日、文書番号について、条例第8条第1号に該当するとして、平成29年11月13日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成29年11月17日付けで、本件処分のうち、身体障害者更生指導台帳の「性別」及び「生年月」欄を不開示とした処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第275号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成29年11月17日付け審査請求書、平成30年2月14日付け反論書及び平成30年4月17日に実施した口頭による意見陳述聴取によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 性別については、単に男女の別を記したもので、実施機関が不開示理由として挙げた「特定の個人を識別できる情報」に当たらない。また、生年月日のうち年、月についても、「特定の個人を識別できる情報」に当たらない。
- (2) 平成28年版「川崎市統計書」によれば、中原区内の身体障害者手帳の所持者は5,000人を超えており、本件は2人世帯に限られるために数が絞られるとはいえ、性別と生年月を開示したところで、個人を特定できるとは考えにくい。もし生年月で特定できるとすれば、生年までは開示すべきである。仮に生年も開示できないとしても、性別までも不開示とすることは不当である。開示請求承諾通知書（部分開示）からは、開示決定にあたって、実施機関がこうした検討を行った様子が見られなかった。
- (3) 川崎市ではこれまで、報道発表において、個人に関する情報であっても、個人が特定できない範囲で生年あるいは年代と性別は公表するのが慣例となっており、例えば平成29年6月12日と同年8月25日の結核集団感染に係る報道発表資料でも、感染症という機微に触れる事例でありながら、発症者の性別と年代を明らかにしている。すなわち、性別及び年代は条例第8条第1号アで定める「慣行として公にされ」ている情報であるといえる。

- (4) 本件処分は、条例前文の「知る権利は、最大限に尊重されなければならない」、「非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」との定め
に反しており、審査請求人の権利は侵害されている。

4 実施機関の主張要旨

平成29年12月20日付け弁明書及び平成30年5月28日実施の口頭による
処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「障害児通所給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」
は、児童福祉法の規定に基づき、申請に対して実施機関が支給決定した上で対象
者宛てに送付するために作成した公文書である。

「身体障害者更生指導台帳」は、身体障害者福祉法施行令に基づき、身体障害
者手帳交付者の情報を管理するために作成した公文書である。

平成29年11月2日に、実施機関において、A氏の「身体障害者更生指導台
帳」を誤ってB氏宛ての「障害児通所給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減
額・免除等決定通知書」に混入して郵送してしまったことから、平成29年11
月8日付けで報道発表を行ったものである。

- (2) 審査請求人は、性別や生年月を開示しても特定の個人が識別できないと主張す
るが、身体障害者更生指導台帳には、中原区在住であることや、2人世帯である
ことが推測できる情報を含んでおり、その上、性別や生年月を開示すると、特定
の個人を識別されてしまうおそれがある。

実施機関は条例に基づき不開示の判断をしたのであり、審査請求人の主張する
条例違反や審査請求人の権利の侵害には当たらない。

- (3) 仮に個人が特定できないとしても、障害に関する情報はセンシティブ情報であ
り、開示することで、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

- (4) A氏からは、性別や生年月を開示してほしくないという希望が出されている。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人は、本件対象公文書である身体障害者更生指導台帳のうち、性別欄及
び生年月日欄の記載につき、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして不開示
としたことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、上記不開示部分を開示すべきか否かについて、以下検討する。

- (2) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書は、特定の個人の身体障害の状況等が記されている身体障害者更
生指導台帳である。一般に、特定の個人に係る身体障害者更生指導台帳を対象とし
て、条例第7条の規定により開示請求がなされた場合、当該開示請求に係る公文書
が存在しているか否かを答えるだけで、障害の有無を明らかにし、当該個人の権利
利益を害するおそれがあるため、実施機関は、条例第11条に基づき、当該公文書
の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきである。また、個人を特定
しない形で、条例第7条の規定により身体障害者更生指導台帳の開示請求がなされ
たとしても、実施機関は、条例第8条第1号後段に該当することを理由として不開

示決定をなすべきである。

しかしながら、本件では、実施機関による誤送付という事情があり、すでに報道発表されている事案であるという特殊性から、実施機関は、報道発表の範囲内で部分開示処分をしたものと認められる。

(3) 条例第8条第1号本文について

条例第8条第1号本文は、不開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「個人識別情報」という。）と、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「権利利益侵害情報」という。）の2種類を規定している。

実施機関は、性別欄及び生年月日欄の記載が個人識別情報に該当すると主張しているのに対し、審査請求人は、性別欄の記載はこれに当たらず、また、生年月日欄の記載のうち生年月の記載、あるいは、少なくとも生年の記載はこれに当たらないと主張しているため、まず、この点について検討する。

(4) 個人識別情報該当性（条例第8条第1号前段）

条例第8条第1号前段は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報と定め、個人の識別性のある情報、すなわち個人の内心、身体、身分、地位、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を一般的に開示しないことを定めたものと解される。そして、前記の情報には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」旨が規定されており、当該情報自体では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても個人識別情報として不開示情報とする趣旨であると解される。

本件請求は「平成29年11月8日に報道発表された、中原区役所高齢・障害課における、身体障害者更生指導台帳の誤送付についての一切の書類」を対象となされている。当該報道発表は、川崎市中原区役所高齢・障害課「身体障害者更生指導台帳の誤送付について」（平成29年11月8日・報道発表資料。以下「本件報道発表資料」という。）に基づくものであると考えられる。本件報道発表資料は、川崎市のウェブサイトで公表されており、何人も入手できるものである。

本件報道発表資料では、平成29年11月2日に、地区担当職員がB氏宛ての「障害児通所給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を課内の共有プリンターで出力したところ、同時に別の職員が同じプリンターを使ってA氏の「身体障害者更生指導台帳」を出力したことにより、前者に後者が混入し、誤ってB氏に後者が送付されたことが明らかにされている。そのため、審査請求人が取消しを求めている「性別」欄及び「生年月」欄が記載されている身体障害者更生指導台帳は、平成29年度のものであること、当該台帳に記載されている者が中原区に在住していることが推定される。

また、川崎市が公表している「川崎市統計書 平成29年（2017年）版」は、平成28年又は平成28年度及び判明する限り最新の集計結果を収録したものであるとされている。同統計書によれば、①平成28年度末現在における中原区の身体障害者手帳所持者数は5,099人（18歳以上4,952人、18歳未満1,477人）であり、②平成29年10月1日現在の中原区の人口は、男性129,878人、女性124,278人（男女比 1.045：1）であり、③平成27年国勢調査時点における中原区の2人世帯数は28,002である。

なお、本件請求を受けて部分開示された身体障害者更生指導台帳では、「家族状況」欄で1行の部分開示がなされていることが認められ、2人世帯であることが推定される。

このような状況の下、もし審査請求人が主張する「性別」欄を開示すれば、身体障害者手帳所持者の約半数である約2,550人のうちの1人であることが明らかになり、さらにこれと合わせて、生年月日欄の「生年」あるいは「生年月」部分を開示すると、年齢を明らかにすることになり、年齢によっては該当者が極少数に絞り込まれるため、特定の個人が識別されるおそれがないとは言い切れない。

したがって、本件対象公文書の「性別」欄及び「生年月」欄の記載は、条例第8条第1号前段の個人識別情報に該当しないとは言えない。

(5) 権利利益侵害情報該当性（条例第8条第1号後段）

条例第8条第1号後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

確かに、審査請求人が主張するように、条例前文は「1 知る権利は、最大限に尊重されなければならない」「4 市に関する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」と定めている。しかしながら、同時に、条例前文は「2 個人の尊厳を守るため、個人の秘密、個人の私生活その他の個人に関する情報は、最大限に保護されなければならない」とも定めている。このことから、条例は、知る権利と、いわゆるプライバシーの権利との調和を図るべきことを極めて重要な課題として位置づけており、個人のプライバシーの権利を保護するために条例第8条第1号を設けていると解することができる。

本件対象公文書である「身体障害者更生指導台帳」は、特定の個人の身体障害の状況等が記されているものであり、「市に関する情報」という性格よりも、個人に関する情報としての性格が強く、他人に知られたくない個人の機微に関する情報であるため、これを公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(2)で述べたように、本件対象公文書は、本来は不開示とされるべきものが、実施機関による誤送付・報道発表という特殊性により、報道発表の範囲内で部分開示処分がなされたものである。そのため、部分開示されたことがむしろ例外であり、誤送付の対象となった本人からも、性別や生年月を開示してほしくないとの希望が出されている状況において、開示された部分に加えて「性別」欄、生年月日欄の

「生年」あるいは「生年月」部分を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって、本件対象公文書の「性別」欄及び「生年月」欄の記載は、条例第8条第1号後段の権利利益侵害情報に該当する。

(6) 条例第8条第1号ア～エ該当性について

審査請求人は、実施機関は、結核の集団感染の公表でも、感染症という機微に触れる事例でありながら、発症者の性別と年代を明らかにしていることから、性別及び年代は条例第8条第1号アで定める「慣行として公にされ」ている情報であると主張しているため、この点について判断する。

結核発症者の情報は、その感染力の高さから、感染者との接触可能性を判断するため、広く市民等に知らせる必要性も認められうる。これに対して、本件対象公文書である「身体障害者更生指導台帳」は、特定の個人の身体障害の状況等が記されているものであり、これを広く市民等に知らせる必要性はない。また、実施機関が、特定の身体障害者の性別・年代を慣行として公にしているとの事実はない。

その他、条例第8条第1号イ～エに該当するとすべき事情も存在しない。

(7) 結論

以上により、本件請求に対して部分開示処分を行った実施機関の判断は妥当である。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子
委員 早 川 和 宏
委員 人 見 剛
委員 葭 葉 裕 子